公　告　１　５　号

令和６年２月１９日

公　　告

分任契約担当官　陸上自衛隊山口駐屯地

第３２２会計隊長　　依田　康宏

下記のとおり、一般競争入札を実施するので関係事項承知の上参加されたい。

記

１　競争入札に付する事項

件　名	規格	単位	数量	引取(引渡)場所	引取(引渡)期限	履行期間
シュレッダーくずほか５件	仕様書のとおり			山口駐屯地	代金納付の日から５日以内	令和６年４月１日～令和７年３月３１日

２　競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各号のすべての条件を満たす者

(1)　予算決算及び会計令第７０条の規定に該当しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中の特別の理由がある場合に該当する。

(2)　予算決算及び会計令第７１条の規定に該当しない者。

(3)　令和４・５・６年度の競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の買受」において、Ｃ等級以上に格付けされ、中国地域の競争参加資格を有する者。

(4)　都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者については、競争参加を認めない。

(5)　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するように要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。

(6)　入札及び契約心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。

(7)　防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(8)　前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(9)　原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由に該当するとして省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。

２　適用する契約条項

駐屯地用標準契約書の「不用物品売払契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」及び「単価契約に関する特約条項」とする。

３　契約条項を示す場所等

入札関係書類は、第３２２会計隊において令和６年２月１９日（月）から入札日まで配布する。また、入札参加希望者の要望によりＦＡＸ等でも配布する。（土曜・日曜・祝日を除く０８：１５～１７：００）

４　入札日時及び場所

(1)　令和６年３月５日（火）１４時３０分

(2)　陸上自衛隊山口駐屯地　第３２２会計隊入札室

５　保証金等に関する事項

(1)　入札保証金　：　免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合は、落札者が契約締結に応じないものと見なし、落札金額の１００分の５に相当する金額を違約金として徴収する。

(2)　契約保証金　：　免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の１００分の１０以上の金額を違約金として徴収する。

(3)　遅延賠償　　：　遅延部分１日につき、契約金額の１／１０００に相当する金額以上を徴収する。

６　入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税に相当する金額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は消費税・地方消費税の課税事業者・免税事業者であることに拘わらず、入札書には見積もった金額から消費税法で規定する消費税率に基づく消費税に相当する金額を差し引いた金額を記載すること。（１円未満の端数がある時は、その端数を切り捨てるものとする。）

７　落札決定方式

(1)　予定の総価（単価に予定数量を乗じた額の総品目の合計額）で落札を判定し、それぞれの**単価**をもって決定する。

(2)　予定価格の範囲内で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

(3)　落札となるべき同額の入札者が２人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。

８　入札の無効

(1)　第２項で示した競争に参加する者に必要な資格の無い者のした入札

(2)　入札金額、入札者の氏名及び押印された印影が判別し難い入札

(3)　電報、電話、ＦＡＸによる入札

(4)　郵便入札の場合、期限までに到着しなかった入札

(5)　その他入札に関する条件に違反した入札

９　契約書の作成

落札決定後、速やかに契約書を作成する。

10　売払代金の納付期限

物品を引取(引渡)時までに納付することとし、その時期は確定発注書において示す。

11　所有権移転の時期

当該物件の引取(引渡)が完了したとき。

12　物件の引取(引渡)完了時期

代金を納付した日から原則として５日以内とする。ただし、物品管理官が期日を定める場合はその日までとする。

13　その他

(1)　本件入札においては郵便入札を可とする。

初度入札で郵便による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。

ア　日　時：令和６年３月１２日（火）１０時００分

イ　場　所：陸上自衛隊山口駐屯地　第３２２会計隊入札室

(2)　郵便入札により参加する場合は、**３月４日（月）１７時００分まで**を、再度入札については**３月１１日（月）１７時００分まで**を期限とし、入札書を内封筒に入れ、内封筒に会社名・入札日時・件名及び入札書在中と朱書きにより明記して郵送し、発送者の責により到着の確認をすること。

(2)　落札となるべき同額の入札の場合は、本入札に関係の無い職員によりくじ引きを実施する。

(3)　電報・電話・ＦＡＸ・メール等による入札は認めない。

(4)　代表者以外での入札については、入札開始までに委任状を提出すること。（ＦＡＸ不可）

(5)　陸上自衛隊の入札及び契約心得等は、第３２２会計隊事務所で閲覧できる。また、陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページでも閲覧できる。

(6)　市場価格調査を依頼する場合は、ご協力をお願いする。

(7)　問い合わせ先

〒753-8503　山口県山口市上宇野令 784　陸上自衛隊山口駐屯地

入札及び契約手続き等に関する事項

第 322 会計隊契約班　担当：田中

ＴＥＬ：083－922－2281（内線 341）ＦＡＸ：083-922-2283（直通）

本公告は、陸上自衛隊山口駐屯地　　第 322 会計隊　掲示板

陸上自衛隊海田市駐屯地　　第 350 会計隊　掲示板

陸上自衛隊中部方面会計隊ホームページ https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/に掲示している。

仕　　様　　書

件　　名	シュレッダーくず　ほか５件
作成年月日	令和６年１月１５日
作成部隊名	山口駐屯地業務隊

１　適用範囲
本仕様書は、山口駐屯地において発生する再生資源の売り払いについて規定する。

２　納　期
契約日～令和７年３月３１日

３　引渡清掃場所
山口県山口市上宇野令７８４　山口駐屯地

４　発生予定数量

品　　名	回収基準	年間予定数量
シュレッダーくず	月２回	約１１０００ｋｇ
新聞、雑誌	月２回	約５５００ｋｇ
ダンボール	月２回	約１３４００ｋｇ
ペットボトル	月２回	約１２５０ｋｇ
アルミ缶	月２回	約５４０ｋｇ
スチール缶	月２回	約５４０ｋｇ

５　処理要領
(1)　回収は月に１回を基準とし、多量に発生した場合には官側の求めに応じ回収するものとする。
(2)　回収日については、別途係官と調整するものとする。
(3)　車両積載時に資源物が散乱した場合には確実に清掃及び後片付けを実施するものとする。

６　その他
(1)　作業にあたり建物等に破損等が生じた場合、受注者側の責任において元の状態に復旧するものとする。
(2)　作業実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者に連絡をしてその指示を受けるものとする。
(3)　売り払い数量の確認においては回収業者が計量し係官が確認を実施する。
(4)　この仕様書について疑義が生じた場合、官側と調整してその指示に従うこと。

入　　札　　書

年　　月　　日

分任契約担当官陸上自衛隊山口駐屯地
第322会計隊長　依田　康宏　　殿

住　所

社　名

代表者名

¥　　（税抜）

引取期限　代金納付の日から5日以内とし、令和6年4月1日～令和7年3月31日までに引取ること

引取場所　陸上自衛隊山口駐屯地

No.	品名	規格	単位	予定数量	単 価	金 額
1	シュレッダーくず	仕様書のとおり	Kg	11,000		
2	新聞、雑誌	仕様書のとおり	Kg	5,500		
3	ダンボール	仕様書のとおり	Kg	13,400		
4	ペットボトル	仕様書のとおり	Kg	1,250		
5	アルミ缶	仕様書のとおり	Kg	540		
6	スチール缶	仕様書のとおり	Kg	540		
		以下余白				
	合計					

市 場 価 格 調 査 書

年　　月　　日

分任契約担当官陸上自衛隊山口駐屯地
第322会計隊長　依田　康宏　　殿

住　所

社　名

代表者名

¥　　（税抜）

引取期限　代金納付の日から5日以内とし、令和6年4月1日～令和7年3月31日までに引取ること

引取場所　陸上自衛隊山口駐屯地

No.	品名	規格	単位	予定数量	単 価	金 額
1	シュレッダーくず	仕様書のとおり	Kg	11,000		
2	新聞、雑誌	仕様書のとおり	Kg	5,500		
3	ダンボール	仕様書のとおり	Kg	13,400		
4	ペットボトル	仕様書のとおり	Kg	1,250		
5	アルミ缶	仕様書のとおり	Kg	540		
6	スチール缶	仕様書のとおり	Kg	540		
		以下余白				
	合計					